

ものづくりセンター千住に関する運営要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、ものづくりセンター千住に関する内規（以下「内規」という。）

第7条に基づき、ものづくりセンター千住の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ものづくりセンター千住内の名称)

第2条 ものづくりセンター千住に、次に掲げるスペース等を設ける。

- (1) ソディックススペース
- (2) 先端加工スペース
- (3) 計測・CAD/CAM スペース
- (4) 溶接・切断スペース
- (5) 木工スペース
- (6) 金属加工スペース
- (7) 電気・組立スペース
- (8) 多目的スペース

2 前項に掲げるスペースの他、パーツセンター、管理室を設ける。

(管理室、パーツセンターの開室時間)

第3条 管理室の開室時間は、東京千住キャンパス授業実施日の月曜日から金曜日は10時から20時、土曜日は9時から17時までとする。なお、ものづくりセンター千住施設の利用時間等は次章に定める。

2 パーツセンターの開室時間は、別に定める。

第2章 ものづくりセンター千住施設の利用

(利用者)

第4条 ものづくりセンター千住を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学常勤教職員
- (2) 本学学生
- (3) 本学で受け入れた研究員、研究生、外国人研究者
- (4) 内規第3条に係る者
- (5) 責任者が許可した者

2 初めてものづくりセンター千住を利用する場合には、原則として、ものづくりセンター千住が定める安全講習等を事前に受講しなければならない。

3 第1項第2号から第4号の者は、傷害保険等に加入していることを要する。

(ものづくりセンター千住施設の利用時間等)

第5条 ものづくりセンター千住の施設を利用できる日時（センター施設の利用時間）は、東京千住キャンパスの授業実施日の月曜日から金曜日は13時から20時、土曜日は9時から17時までとする。なお、長期休業等の授業外期間の利用日時は別途定める。また、次の各号に掲げる日時を除く日時とする。

- (1) 実験、演習、講義等の正課の授業時間及びその準備時間
- (2) 本学主催の公開講座等の催しに関わる時間
- (3) その他機械点検等のため、責任者が必要と認めた日時
(時間外の利用制限)

第6条 ものづくりセンター千住への入室及び在室は、前条に定める時間内とし、この時間外には、特別の許可を受けた者以外の入室及び在室は認めない。ただし、本学常勤教職員についてはこの限りではない。

- 2 第3条に定める管理室の開室時間外は、防犯上、出入口の電気錠を稼働させるものとし、開放してはならない。
(ものづくりセンター千住施設の利用方法)

第7条 内規第4条に定めるものづくりセンター千住を運営する教職員以外がものづくりセンター千住の施設を利用しようとする場合は、別に定める様式（施設利用願兼施設利用許可証）を責任者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 責任者は、施設の利用の許可にあたっては、人員、利用期間及び利用箇所等について必要な調整を行うことができる。
- 3 責任者は、施設の利用を許可したときは、別に定める様式（施設利用願兼施設利用許可証）を交付するものとする。
- 4 施設を利用する者は、安全の手引きに定める（記載の）事項を厳守しなければならない。
- 5 施設利用願の提出、施設利用の許可は、別に定める様式（施設利用願兼施設利用許可証）で行うほか、指定されたウェブサイト上でも行うことができる。
- 6 ものづくりセンター千住への出入りは、2階の出入り口（管理室前）を使用しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 ものづくりセンター千住を利用する者は、次の各号に掲げる事項を必ず遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用目的・内容以外に利用しないこと。
- (2) 利用時間を厳守すること。
- (3) 利用に際しては、「安全の手引き」に従って、安全に細心の注意を払って利用すること。
- (4) 施設・設備又は備品を破損又は滅失、汚染した場合には、直ちに、内規第4条に定めるものづくりセンター千住を運営する教職員等に報告し、その指示に従うこと。また、備付けの物品を許可無く持ち出さないこと。
- (5) 利用後は、清掃及び整理整頓すること。
- (6) その他利用に際しては、内規第4条に定めるものづくりセンター千住を運営する教職員等の指示に従うこと。
- (7) 施設利用、技術相談、講習受講の予約時間を遵守すること。なお、やむを得ない理由や体調不良により遅刻及び欠席をする場合は、必ず事前に連絡をすること。
- (8) ものづくりセンター千住施設の利用に際しては、作業服（長袖上衣、長ズボン）、安全靴を正しく着用すること。作業服、安全靴は、原則、利用者が準備すること。また、その他、作業に必要な防護具等は、ものづくりセンター千住を運営する教職員等の指示に従って着用すること。

(9) ものづくりセンター千住施設内（作業スペース）での飲食はしないこと。

(防犯カメラ)

第9条 開室時間外の時間を含め、防犯カメラを稼働させる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、施設・設備又は備品を故意又は重大な過失による破損又は滅失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(利用の取り消し等)

第11条 利用者がこの取り決めに違反し、又はものづくりセンター千住の運営に重大な支障を生じせしめたときには、責任者はその許可を取り消し、又はその利用を停止することができる。

2 施設利用、技術相談、講習受講において、事前の連絡が無く、予定の時間を30分以上経過した場合は、無断欠席とし、次の各号に定める期間の利用を禁止する。

(1) 施設利用：当日の利用を禁止する。

(2) 技術相談：当日の相談を禁止する。

(3) 講習受講：当日及び次回の同講習受講を禁止する。

また、無断欠席の状況によっては、ものづくりセンターにて協議の上、別途、一定期間の利用停止等を課す場合がある。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ものづくりセンター千住の利用に関し必要な事項は、責任者が定める。

付 則

1 この取り決めは、平成30年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、ものづくりセンター千住の運営に関する取り決めは、平成30年3月31日付で廃止する。

付 則（令和3年6月19日決定）

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

(第2条、第3条、第5条、第7条、第8条、第11条)

以 上